徳島県電子入札ホームページへの広告表示に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、徳島県電子入札ホームページにおけるバナー広告(以下「広告」という。)の取扱について、徳島県広告事業実施要領(以下「要領」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載場所及び規格)

第2条 広告の掲載は、次のドメイン上で行うものとする。

http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/

- 2 広告の規格は次のとおりとする。
- (1) 大きさ (一枠): 縦50ピクセル, 横170ピクセル
- (2) データ形式: JPEG, GIF, FLASH
- (3) データ容量 (一枠): 30 k b 以下

(掲載料)

- 第3条 掲載料は一枠10,000円/月以上とし、別に定める。
- 2 掲載を六ヶ月継続する場合は一ヶ月割引、一年継続する場合は三ヶ月割引とする。
- 3 広告の差し替えは、一回につき10,000円とする。

(掲載条件)

- 第4条 広告の掲載条件は次のとおりとする。
- (1)掲載は,月初めの一日午前10時から契約期間終了月の末日正午までとする。但し, 当該日が県の休日に該当する場合は,直前の開庁日とする。
- (2) 運用は24時間とし、可用率は95%とする。

(不掲載時の取扱)

第5条 電子入札ホームページの運用が第4条に定める可用率を下回った場合(契約期間毎で集計)は、その率に応じて広告掲載料を還付する。

(掲載及び差替申請)

- 第6条 広告は、掲載(差替)申込者が電子データで用意するものとする。
- 2 掲載の申込みは「徳島県電子入札ホームページ広告掲載申込書」(様式1)に,差替の申込みは「徳島県電子入札ホームページ広告差替申込書」(様式2)に,前項の広告を添えて申請するものとする。
- 3 掲載申込期間は最長1年とする。

(申請の受付)

第7条 広告の受付は、次のとおり行うものとする。

(1) 窓口 :建設管理課建設企画担当

(2) 時間 :午前9時から午後4時まで

(内容等)

第8条 国,地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共のために行う広報にあたる ものについては,広告の対象としない。

(禁止表現)

- 第9条 広告は、原則として次の各号に掲げる表現はこれを禁止する。
- (1) 県の情報と錯誤するおそれのある表現や画像の使用
- (2) ブラウザを模したもの
- (3) テキストボックスやプルダウンメニュー等のフォーム又はそれを模したもの
- (4) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(表現の制限等)

- 第10条 広告の表現や配色等で閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合等,必要に応じて,その表現を制限又は変更を命ずることとする。この場合において, 正当な理由がなく広告の修正等に応じないときは,掲載を認めないものとする。
- 2 広告の掲載後において、県が不適当と認める場合は、県は広告主に了解を得ず当該広 告の掲載を停止できるものとする。
- 3 前項の規定により広告主に発生した損害について、県はその責めを負わないものとする。

(掲載順位)

- 第11条 広告の掲載を希望する者の優先順位は次のとおりとする。
 - (1) 本県の地場産業や産品、その他観光関連産業及び多数の県民が利用できる文化、スポーツ、レクリエーション施設等、県内産業の活性化と県政の振興並びに本県のイメージアップを図るにふさわしいもの
 - (2) 営利を目的としない法人、又は私企業のうち公共性が高いもの
 - (3) 県内に事業所等(本社,支店,営業所,店舗等)を有する者が広告主であるもの
 - (4) 掲載申込期間の長いもの
 - (5) 以上により、順位がつかない場合は、くじにより決定する。

(その他)

第12条 この基準に定めるものの他,広告掲載に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この基準は、平成20年3月18日から施行し、平成20年4月1日以降に掲載する広告に適用する。

この基準は、平成30年7月13日から施行し、平成30年8月1日以降に掲載する広告に適用する。